

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 11 月 16 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700363号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700263号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

B社において、昭和57年4月の入社から昭和63年10月の退職まで継続して勤務したが、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る被保険者記録がなく、納得できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会(回答)、C健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びに複数の同僚の陳述から、請求者が、請求期間もB社に継続して勤務し、昭和57年10月1日付けでA事業所からD事業所に異動したことが認められる。

また、A事業所及びD事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、両事業所に被保険者記録のある複数の者が、「請求者は、請求期間当時、B社において、E業務を担当していた。請求期間当時、所属替えが行われただけであり、請求者も自身も、請求期間とその前後において、雇用形態や業務内容に変化はなかった。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A事業所における請求者の昭和57年8月の厚生年金保険の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和57年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700387号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700264号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を4万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月16日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込口座に係る普通預金通帳、A社から提出された平成17年度冬季パート寸志に係る通知書及び複数の同僚から提出された寸志明細書から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額4万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700369号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700266号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年7月10日の標準賞与額を64万2,000円に訂正することが必要である。

平成24年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月

ねんきん定期便の被保険者記録を確認したところ、A社から支給された請求期間に係る賞与の記録がないことが分かった。請求期間の賞与に係る給与支給明細書等を提出するので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る給与支給明細書及びA社から提出された請求者に係る平成24年賃金台帳により、請求者が、請求期間において、同社から賞与(64万2,288円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額64万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、前述の平成24年賃金台帳に記載されている支給日から、平成24年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700181号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700035号

## 第1 結論

平成2年12月から平成4年12月までの請求期間及び平成5年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年12月から平成4年12月まで  
② 平成5年3月

平成2年12月に会社を退職したため、時期を覚えていないが、私又は妻がA県B市役所の窓口において国民年金の加入届を行ったと思う。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、退職後、しばらく納付できなかったことから、B市役所の窓口において分割納付書を作成してもらい、毎月、私又は妻が、遡り分及びその月の分をそれぞれ1か月分ずつ、夫婦二人分で合計4か月分を郵便局の窓口又は同市役所の窓口において納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の主張どおりに請求期間①及び②の国民年金保険料を全て納付しようとした場合、国民年金保険料は、制度上、保険料の納期限から2年を経過すると時効により納付することができなくなることから、遅くとも平成2年12月の国民年金保険料が納付可能な平成5年1月までに納付を開始する必要がある、納付を開始した月以降の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することになる。

しかしながら、請求者が国民年金保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、平成7年2月頃に行われた加入届によって払い出されたものと推認できる上、オンライン記録によると、第3号被保険者であった請求者の妻が請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付するために必要な種別変更届は、平成7年4月18日に入力処理が行われている。

また、前述の加入届が行われた時点(平成7年2月頃)において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者の主張内容からすると、請求期間②の国民年金保険料は現年度保険料として納付することになるが、同時点において、当該期間の国民年金保険料を納付しようとした場合は、過年度保険料として納付することになり、このことは請求者の主張内容と符合しない。

さらに、請求者及びその妻は、請求者の国民年金の加入届を行った時期を記憶しておらず、請求期間①及び②について、分割納付を開始した時期及び毎月納付したとする国民年金保険料額も記憶していない。

加えて、請求期間①及び②の国民年金保険料を全て納付することが可能な前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、請求者が間違われたことがあるとする読み名を含む複数の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民

年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及びその妻が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700182号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700036号

## 第1 結論

平成2年12月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年12月から平成5年3月まで

平成2年12月に夫が会社を退職したため、私又は夫が私の国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替届を行った。随分、昔のことなので、いつ頃、どこで届出を行ったのか覚えていないが、夫はA県B市役所の窓口において届出を行ったのではないかと語っている。

請求期間の国民年金保険料については、夫の退職後、しばらく納付できなかったことから、B市役所の窓口において分割納付書を作成してもらい、毎月、私又は夫が、遡り分及びその月の分をそれぞれ1か月分ずつ、夫婦二人分で合計4か月分を郵便局の窓口又は同市役所の窓口において納付した。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を全て納付しようとした場合、国民年金保険料は、制度上、保険料の納期限から2年を経過すると時効により納付することができなくなることから、遅くとも平成2年12月の国民年金保険料が納付可能な平成5年1月までに納付を開始する必要があるが、納付を開始した月以降の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することになる。

しかしながら、請求者の夫が国民年金保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号は、請求者の夫の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、平成7年2月頃に行われた加入届によって払い出されたものと推認できる上、請求者のオンライン記録によると、第3号被保険者であった請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するために必要な種別変更届は、平成7年4月18日に入力処理が行われている。

また、前述の入力処理時点(平成7年4月18日)において、請求期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者の主張内容からすると、残る期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することになるが、同時点において、当該期間の国民年金保険料を納付しようとした場合は、過年度保険料として納付することになり、このことは請求者の主張内容と符合しない。

さらに、請求者及びその夫は、請求者の種別変更届を行った時期を記憶しておらず、請求期間について、分割納付を開始した時期及び毎月納付したとする国民年金保険料額も記憶していない。

加えて、請求者及びその夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納

付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、念のため、請求者の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、請求者が間違われたことがあるとする読み名を含む複数の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700393号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700037号

## 第1 結論

昭和42年10月から昭和53年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年10月から昭和53年10月まで

昭和42年10月に元夫と婚姻した当時、元夫が国民年金に加入していたので、私も国民年金に加入した。加入手続は、私がA県B市C区役所において手続を行ったと思うが、もしかしたら、元義母又は元夫が行ってくれたようにも思う。

請求期間の国民年金保険料については、毎月自宅に来ていた集金人から印紙を購入し、夫婦二人分を納付した。当該集金人が私たちの年金手帳に印紙を貼ってくれたことを記憶している。

現在は、年金手帳を所持していないが、請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「昭和42年10月頃に、B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、毎月自宅に来ていた集金人から印紙を購入し、夫婦二人分を納付した。当該集金人が私たちの年金手帳に印紙を貼ってくれた。」旨陳述しており、オンライン記録によると、請求者の元夫については、請求期間と同じ期間の国民年金保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者が陳述する時期に国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間の国民年金保険料を納付するためには当該国民年金手帳記号番号が必要となる。国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間にB市C区及び同市D区(昭和\*年\*月にC区から分区)において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、仮に、前述の国民年金手帳記号番号の払出しを受けた場合には国民年金手帳が交付されるが、請求者から、当該国民年金手帳の交付を受けた状況等について具体的な陳述は得られない。

さらに、B市の広報紙を見ると、国民年金保険料の領収方法について、請求期間中の昭和51年4月に、従来の国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して納付する方法から、領収書を発行する方法に変更する旨の記事が掲載されているが、請求者から当該領収書に関する陳述は無い。

加えて、請求者は、「元義母及び元夫は亡くなっている。」旨陳述しており、これらの者から、請求期間当時の状況を聴取することができない上、請求期間は133か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返された

とも考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700377号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700262号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年3月21日から同年4月1日まで

平成6年11月から平成7年12月までC種従業員としてA事業所に勤務したが、その途中の請求期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同事業所を途中で退職したことはなく、請求期間についても、前後の期間と同様に勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む平成6年11月から平成7年12月までの1年余りの期間について、C種従業員としてA事業所に継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、B事業所は、「請求期間当時の資料は、保存期間満了のため廃棄しており、提供することができない。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録も見当たらないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認することができない。

また、B事業所は、前述のとおり回答した上で、「請求者のようなC種従業員については、継続して12か月を超えない範囲で雇用していた当時の運用からすると、請求者は、請求期間については、当事業所に勤務しておらず、請求者の給与からも厚生年金保険料を控除することはないと思われる。」旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、平成6年度(平成6年4月1日から平成7年3月31日まで)にA事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる45人(請求者を除く。)に、当該被保険者記録が連続して12か月を超えている者は無く、このことは前述のB事業所の回答内容と符合している。

加えて、前述の45人のうち、平成6年度及び平成7年度のいずれにもA事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる28人は全員、請求者と同様に、被保険者資格を平成7年3月21日に喪失し、同年4月1日に再取得しており、請求期間に係る被保険者記録が無い上、このうち、複数の者の雇用保険被保険者記録を確認したが、いずれの者にも請求期間に係る被保険者記録は見当たらない。

また、請求者は、A事業所の同僚には照会しないでほしい旨強く希望しており、当該同僚に対して、請求者の請求期間に係る勤務実態等について照会することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700355号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700265号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

A社における平成15年12月賞与の支払確認に係る照会文書が年金事務所から届いたことにより、当該賞与に係る年金記録がないことが分かった。

請求期間について、資料は保管していないが、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、商業登記の記録によると、平成19年8月15日にB社に商号変更、平成27年5月31日に解散、同年9月30日に清算終了しており、同社の代表清算人である弁護士は、「B社に係る資料は保管していない。」旨陳述している上、同社の請求期間当時の事業主及び解散時の事業主に照会を行ったが、これらの者から回答はなく、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するC市税務所の課税担当者は、「平成16年度(平成15年分所得)の課税関係資料は、保管年限経過のため廃棄済みである。」旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の推認に資する課税資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。